

尾道市(広島県)

(2005年9月13日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年3月28日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：117,407人(高齢化率 ⁽²⁾ 23.9%)	面積 ⁽³⁾ ：212.33k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：34人(法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：867人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.53	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：87.9%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：46,777,000千円		
うち、地方税13,096,605千円、地方交付税10,486,215千円		
合併特例債発行予定額20,785百万円／同限度額28,430百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業6.5%、第二次産業32.7%、第三次産業60.8%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：予算書。(6)：決算カード。(7)：決算統計。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧尾道市	92,586人	23.2%	110.95k m ²	26人	630人	0.573	83.7%
旧御調町	8,111人	30.2%	82.98k m ²	16人	123人	0.245	87.0%
旧向島町	16,710人	24.6%	18.40k m ²	16人	136人	0.417	86.4%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<④少子高齢化、⑤財政状況、⑥行政改革>
行政をとりまく厳しい社会経済情勢の中で、将来も住民サービスを維持するため、効率的な行財政運営を行うとともに、組織としての体制整備を図る必要があった。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、③方式>
<最も重視したことの具体的な内容>
<ul style="list-style-type: none"> ・いつ合併したのかわからないようなスムーズな合併に心掛けた。 ・従って、十分時間をかけて住民啓発を行うとともに、関係市町との協議を重ねた。 ・合併関係市町の歴史、知名度、人口規模等を総合勘案し、合併の方式を決定した。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<合併推進の具体的な活動>
広域事務組合の代表理事として、最適な広域振興は、一定の関係市町がまとまり一体的かつ効率的な行財政運営を行うことが地域住民のためになるとの信念を持ち、関係者協議を深めた。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
<p>1934年～1941年にかけて栗原村（1937年合併）・吉和村（1937年合併）・向島東村・向島西村に編入合併の協議を行う。</p> <p>1946年、向島周辺地域に対して合併協議を行う。</p> <p>1964年～1966年、向島町に対し合併協議を行う。</p> <p>1970年、向東町（旧向島東村）は尾道市に編入合併した。</p>																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
<p>新たな合併協議（因島市及び瀬戸田町と2006年1月10日合併予定）</p> <p>(1) 尾道市・因島市合併協議会設置(2004.11.29付け)</p> <p>(2) 尾道市・瀬戸田町合併協議会設置(2004.12.17付け)</p>																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
<p>③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致</p>																			
(4) 合併の端緒																			
<p>尾道市長が2001年9月定例会で、広島県が示した合併パターンのうち、尾道市、御調町及び向島町の1市2町の組み合わせが現実的な組み合わせではないかと議会答弁を行った。</p>																			
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年3月26日～2003年3月24日）																			
構成メンバー	首長、助役、議員各4名、住民各2名 計24名																		
運営上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・構成メンバーは、法定の合併協議会設立を想定し、民間から2名の委員を委嘱した。 ・任意協議会での協議事項は、原則事前提案とし、次回の協議会で協議・確認をした。 ・協議事項の調整方針は、「方向性」に留め、断定的な表現は避けた。 																		
(6) 法定協議会（設置期間：2003年3月25日～2005年3月27日）																			
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無																		
構成メンバー	首長、助役、議員各4名、住民各2名 計24名																		
運営上の工夫	<p>分科会及び幹事会を重視し、協議が整った事項のみ法定協議会へ提案した。</p> <p>法定協議会での協議事項は、原則事前提案とし、次回の協議会で協議・確認をした。</p>																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>合併協議の最も基本となる「合併の方式」について、事前に合併関係市町で意見調整を図った。</p>																			
<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>03年6月</td> <td>03年6月</td> <td>03年6月</td> <td>03年6月</td> <td>03年6月</td> </tr> <tr> <td>合意：</td> <td>03年7月</td> <td>04年5月</td> <td>03年7月</td> <td>03年7月</td> <td>03年7月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	03年6月	03年6月	03年6月	03年6月	03年6月	合意：	03年7月	04年5月	03年7月	03年7月	03年7月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	03年6月	03年6月	03年6月	03年6月	03年6月														
合意：	03年7月	04年5月	03年7月	03年7月	03年7月														

<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>合併協定調印式の直前まで、合併関係市町で意見調整を行った。 理事者サイド及び議会サイドそれぞれで、大所高所に立った調整を行った。</p>	<p>②期日</p>
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>合併関係市町の歴史、知名度、人口規模等を総合勘案し、合併の方式を決定した。</p>	<p>新設・編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>財政的な支援が受けられるよう、合併特例法（旧法）の期限切れまでに合併を行う。 各課ごとに電算システム統一の最終確認作業を行う必要があるため、その時間が確保可能な連休明けの月曜日を合併期日とした。</p>	<p>2005年3月28日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：事前に合併関係市町で意見調整を図った。 選定理由：「合併の方式」に基づいて決定した。</p>	<p>公募有・無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>「合併の方式」に基づいて決定した。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。</p>	
<p>(8) 新市建設計画（計画の対象：全市 or 編入された区域 *編入合併の市のみ）</p>	
<p>計画の期間：10ヵ年</p> <p>理由 合併特例債の起債可能な期限が合併後10年以内であること、また、普通交付税の算定替期間も合併後10年間と定められていることから、事業計画及び財政計画を合併後10年間について作成したものである。</p>	
<p><策定に当たっての工夫></p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併関係市町ごとの事業費規模のバランス ・事業費のうち「共通枠」の考え方の設定 ・ハード事業に特化せず、全市的に展開する主なソフト事業に関する掲載 	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支所併設の公共施設の内容、規模等 	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本方向として、「①新たな芸術・文化と産業をはぐくむ国際交流都市の創造、②多様なライフスタイルを実現する健康文化都市の創造」を目指す。 ・合併特例債の枠を全額使わず、健全な財政運営が可能となるように留意した。 	
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容></p> <p>基本的には、それぞれの総合計画の事業を尊重し、新市としての必要性や事業規模について、関係分科会で精査した。</p>	

単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	47,452	46,316	46,305	47,701
地方税	12,195(25.7)	12,949(28.0)	12,776(27.6)	13,046(27.3)
地方交付税	11,881(25.0)	11,208(24.2)	11,699(25.3)	12,017(25.2)
歳出合計	46,909	46,316	46,305	47,701
人件費	9,509(20.3)	8,676(18.7)	8,784(19.0)	8,293(17.4)
(参考:一般職員数)	(889人)	(880人)	(825人)	(770人)
公債費	6,502(13.9)	5,720(12.3)	5,985(12.9)	6,838(14.3)
普通建設事業費	8,761(18.7)	9,956(21.5)	8,759(18.9)	7,378(15.5)
(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等				
新たな設定・変更等は行っていない。				
(10) 住民への情報提供等				
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全13号。配布方法：合併関係市町の広報誌に折込み） ・住民説明会の開催（延べ2回開催、延べ300人参加） ※旧尾道市のみの数値 ・HPの開設（2002年5月開設、月1回定期更新、アクセス数 月に約1,400回） 				
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施				
<p>(名称)：合併に関する住民意識調査</p> <p>(時期)：2002年11月1日～11月12日（任意協議会で実施）</p> <p>(対象者)：6,000名（尾道市：3,000名、御調町：1,000名、向島町：2,000名）</p> <p>(方法)：投票方式・<input checked="" type="checkbox"/>アンケート方式 <input type="checkbox"/>郵送 <input type="checkbox"/>訪問</p> <p>※報告書については、尾道市HPの合併協議会／合併情報コーナー／合併推進協議会に有り 内容=http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/gappei/suishin/katsudou/index.html</p>				
(12) 都道府県からの支援				
<p>財政支援：・市町村合併推進支援補助金 = 5,500千円（2001～2002年度）</p> <p> ・合併協議会補助金 = 5,000千円（2003年度）</p> <p> ・合併推進交付金 = 250,000千円（2004年度）</p> <p>人的支援：・尾道市に県から職員1名の派遣（合併協議会事務局に従事）</p> <p>その他：・地方機関（尾三地域事務所）の長に合併協議会の顧問に就任していただいた。</p>				
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
委託費	13,650千円			
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・将来構想作成委託（意識調査含む）8,085千円（2002年度：任意協議会） ・新市建設計画策定業務委託 3,360千円（2003年度：法定協議会） ・新市建設計画編集等委託 2,205千円（2004年度：法定協議会） 			

5. 合併の内容

(1) 議員		
特例の適用	有 (定数特例 (定数 人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	編入する市の定数 (26 人) を、合併後の人口に基づく地方自治法の定数 (34 人) に改正し、合併前の各町の区域ごとに選挙区を設け、概ね人口の割合で増員選挙を行った。(定数特例の場合は 7 人の増員選挙だが、本則適用の場合は 8 人の増員選挙となる。)	
(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (2005 年 7 月 19 日まで特例措置を適用)・無	
その理由	編入される両町の農業委員会の選挙委員が全員失職すると、委員の地域バランスを欠くため。また、在任特例期間が 3 ヶ月余という短期間で、新たな定数 (30 人) での選挙 (全国統一) を行う日程が明らかであったため在任特例を適用した。(尾道市=17 人、御調町=10 人、向島町=11 人) (編入される両町の農業委員会の選挙委員が尾道市の委員の任期まで在任する。)	
(3) 三役		
旧尾道市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役	
旧御調町	町長は新市の参与、助役、収入役は退職	
旧向島町	町長、助役は退職、収入役は新市の会計課長	
(4) 一般職		
定員管理	＜新規採用の抑制＞原則として、合併年度は新規採用を行わない方針。 ＜その他＞類似団体と比較により、約 200 名を削減する計画を策定中。	
給与の調整	給与の再調整・再計算 (合併後に再計算を行い、段階的に調整する。) ※現在再計算中。	
役職の調整	両町の職員を尾道市の職員として引継ぎ、支所組織の規模縮小によるポスト数の減少等に伴い、役職については、若干降格となる場合もあった。	
(5) 組織・機構の整備方法 (支所で行う事務内容及び事務量をもとに組織を決定した。)		
編入合併であったため、尾道市については合併による変更は行っていない。 (尾道市の組織・機構に合わせる形で支所の組織を整備した。)		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧御調町	旧御調町役場は、御調支所として引き続き設置している。	
旧向島町	旧向島町役場は、向島支所として引き続き設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	合併協議により、合併特例法に基づく地域審議会を設置しないこととした。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税 (法人税率)	旧尾道市 14.7/100 旧御調町 12.3/100 旧向島町 14.5/100	2010 年 4 月 1 日から 14.7% に統一。

都市計画税	旧尾道市 0.3/100 旧御調町 市街化区域なし 旧向島町 課税していない	2010年4月1日から市街化区域については、0.3%に統一。
(9) 上下水道使用料 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	料金体系については、旧尾道市の制度に統一する。ただし、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度については、現行のおりとする。	
下水道料金	公共下水道事業については、旧御調町と旧尾道市は下水道事業の経過及び内容が異なるため、当分の間現行のおりとする。 (※ 旧向島町には公共下水道は無し。)	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：受益者負担の原則を踏まえ、公平かつ一体的な行政サービスの観点で分科会ごとに個別調整した)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：基本的に、2005年度から編入する尾道市の制度に統一した)		
賦課徴収方法	※2002年度時点 旧尾道市 保険料 旧御調町 保険税 旧向島町 保険税	2005年4月1日から保険料方式に統一
所得割	前年総所得ただし書き方式 旧尾道市 8.0% 旧御調町 6.9% 旧向島町 8.2%	2005年4月1日から尾道市に統一 (05年= 8.5%)
資産割	旧尾道市 18.0% 旧御調町 41.0% 旧向島町 50.0%	2005年4月1日から尾道市に統一 (05年=18.0%)
均等割	旧尾道市 25,200円 旧御調町 25,500円 旧向島町 28,200円	2005年4月1日から尾道市に統一 (05年=26,100円)
平等割	旧尾道市 26,400円 旧御調町 23,000円 旧向島町 30,000円	2005年4月1日から尾道市に統一 (05年=26,700円)
(12) 介護保険事業 (調整方針：基本的に、2005年度から編入する尾道市の制度に統一した。)		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧尾道市 3,330円 旧御調町 3,720円 旧向島町 3,100円	介護保険制度については、2005年度から制度を統一するものとする。 (基本的には、尾道市の制度に統一した。2005年度の料金も月額3,733円に統一した。)
(13) 電算システムの取扱い (基本的には尾道市のシステムに統一し、必要に応じて新たに構築した)		
整備方法	尾道市の既存システムに統一し、合併後のデータ量に合わせて、周辺機器の機能整備を図った。その他、必要に応じて新たにシステムを構築した業務もあった。	

(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	「御調町」及び「向島町」はそれぞれ尾道市の「町」として区域設定した。御調町の「大字」については、表示しないこととし、「御調町野間」の区域は、「御調町野間」及び「御調町山岡」に分割した。(野間地区と山岡地区が地形的に離れており、それぞれの呼称が定着しているため。)

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：6,950百万円/ 10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2007年度)
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>複数の自治体が合併すれば、4役や議会議員が集約され、効率化される。また、行政組織的にも管理部門が統合され、本来の専門的かつ高度な住民サービスを行う部門への職員配置を手厚くすることも可能となる。規模のメリットにより人的資源の専門性も高まり、地方分権にも対応可能な組織作りへ発展できる。</p>	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進></p> <p>自治体の規模が大きくなれば、予算規模も相応して大きくなり、例えば道路改良事業を想定すれば、必要に応じた重点的な予算化が可能となり、それが人的資源の有効活用にも繋がり、市全体で見れば効率的かつ早期の基盤整備が可能となる。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>広域連携事業は行っても別の自治体であれば事業展開の統一化は難しく、対外的には地域の一体感に欠けることも多く、効率的運用及び外向けの認知性向上には自ずと限界がある。</p> <p>そこで、各地域の歴史・文化や自然に関わる多彩な地域資源を、一つの自治体としてまとめ上げ、まちの魅力に更に磨きをかけることにより情報発信性を高め、一体的かつ効率的な施策展開が可能となる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
2005年3月28日の合併後、特筆すべき問題点はない。	
(5) 残された課題	
特になし。	